

フッ化物洗口普及モデル事業の実施状況及び今後の方向性

1 モデル事業実施に向けた取り組み状況

		H24年度	H25年度	H26年度	合計 (延)
モデル事業実施校		1月～山本（北）	5月～西原（東） 7月～白山（中央）	5月～松尾北（西） 6月～小島（西） 豊田（南）	6校
校長会での説明		—	1回	1回（予定）	2回
養護教諭研修会での説明		1回	1回	1回（予定）	2回
PTA協議会での説明		1回	—	城西小 他	1回
学校職員説明会		9校	7校	未定	16校
保護者説明会		4校	5校	2校	11校
フッ化物洗口体験等の啓発	中央区	—	1校区	<ul style="list-style-type: none"> ・歯の祭典 ・食と健康フェア ・市民健康フェスティバル ・各区の祭り ・各校区の健康まちづくりの催事等での啓発を予定 (別紙参照)	1回
	東区	—	<ul style="list-style-type: none"> *区民まつり *東町フェスティバル 		2回
	西区	5校区	10校区 *西区みなと祭り		24回
	南区	2校区	6校区 *南区フェスタ		10回
	北区	2校区	9校区 *すいか祭り		15回

関係課長会議	モデル事業の実施状況の共有と本格実施に向けた実施方法等の検討 (構成：健康づくり推進課、各区保健子ども課、健康教育課)
モデル事業検証プロジェクト	モデル事業の課題等の整理（モデル事業実施校の教職員及び保護者へのアンケート調査、ヒアリング）、本格実施に向けた実施方法等の検討

2課題

- ・ 学校及び保護者に対し、フッ化物洗口の安全性や効果について周知を図る必要がある。
- ・ 学校での実施に際しての教職員の負担に対し、軽減策を講じる必要がある。

3 実施の方向性

- ・ フッ化物洗口法は、**特に 4 歳から 14 歳までの期間に実施**することがむし歯対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。(厚労省 ガイドライン)
- ・ 個々人の努力だけではなかなか改善が難しい状況の中、**家庭環境等に左右されない**むし歯予防対策として効果的な**学校でのフッ化物洗口**に取り組む。
- ・ 実施にあたっては、区役所の歯科専門職員等が、学校及び保護者に対し効果や安全性等の周知を行なうとともに、開始時の実施方法等の指導を行う。
- ・ 児童の健康管理能力の向上に向け、フッ化物洗口と併せ、教職員、区役所の歯科専門職員、学校歯科医等が連携して健康教育の更なる充実を図る。
- ・ 保護者、地域住民へのフッ化物洗口に関する啓発等により、学校におけるフッ化物洗口についての理解を深めるとともに、**ボランティアの募集を行い、教職員の負担軽減を図る。(8020推進員や保護者ボランティア等)**

4 熊本県の状況

- ・ H22.11月 熊本県歯と口腔の健康づくり推進条例施行
- ・ H25.9月 H26年度中の全小・中学校でのフッ化物洗口実施を表明

○ 全校実施に向けた県の取り組み

- ・ むし歯予防対策事業（歯科医師や歯科衛生士などの専門家による地域や学校での説明会、市町村教育委員会と市町村保健部局との連携体制づくり等）
 - ・ 各市町村、学校の状況に応じた実施方法の指導（歯科医師会委託）
 - ・ フッ化物洗口の有効性に関する啓発キャンペーン
 - ・ フッ化物洗口実施マニュアルの作成（小中学校向け） 等
- ※ H26.3月末現在 412小中学校中、53校で実施